

令和6年度 指定管理者候補団体の選定結果一覧 ～令和7年4月1日から管理運営が開始となる指定管理施設の候補団体～

対象施設 : 15施設 9グループ <変更> … 現在の指定管理者から変更

令和6年10月30日

1 公募による選定施設（対象施設：6施設 4グループ）

No	施設名	施設数	指定期間	更新／新規	申請結果		指定管理者候補団体名	選定の理由	担当課
					団体数	申請団体名			
1	戸隠そば博物館（とんくるりん）、鏡池園地総合案内施設（どんぐりハウス）	2	5年	更新	1	一般社団法人 戸隠観光協会	一般社団法人 戸隠観光協会	施設の現状と設置目的を理解しており、更なるサービスの向上と適切な管理運営が期待できる。	観光振興課 （北部産業振興事務所）
2	信州新町地場産業振興市場（信州新町 道の駅）	1	5年	更新	1	株式会社信州新町地場産業開発機構	株式会社信州新町地場産業開発機構	施設の現状と設置目的を理解しており、収益向上及び適切な管理運営が期待できる。	観光振興課 （西部産業振興事務所）
3	大岡アルプス展望公園、キャンパスハウス	2	5年	更新	1	株式会社アルプス・ビュー・フォーラム	株式会社アルプス・ビュー・フォーラム	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	
4	大岡温泉	1	4年	更新	2	One&Onlyグループ 株式会社 O-CREW	<変更> 株式会社 O-CREW	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	
合計		6			5				

2 公募によらない選定施設（対象施設：9施設 5グループ）

No	施設名	施設数	指定期間	更新／新規	申請団体名	指定管理者候補団体名	選定の理由	担当課
					非公募の理由 【】内は「公募によらない指定管理者選定に関する指針」の該当条件（※）			
1	豊野老人福祉センター	1	5年	更新	豊野地区住民自治協議会 【指針第2項第1号に該当】 老人福祉センターの活動は、地域の課題解決に向けて地域住民の自発的な参加が欠かせず、地域に密着し運営を行うことができる豊野地区住民自治協議会が引き続き受任を希望しているため。	豊野地区住民自治協議会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	高齢者活躍支援課
2	地域活動支援センターてづくな	1	5年	更新	特定非営利活動法人共同作業所てづくな 【指針第2項第2号に該当】 指定管理者の変更により、当該施設利用者が混乱をきたさないよう、またサービス低下とならないように配慮する必要があるため。 また、現在の指定管理者は、当該施設の維持管理・運営を担うために地域住民で構成された鬼無里地区住民自治協議会の福祉部会が法人格を取得した団体で、地域に密着した運営が期待でき、市民活動の促進にもつながるため。	特定非営利活動法人共同作業所てづくな	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	障害福祉課
3	川中島町公民館、分館（川中島、中津、御厨）	4	5年	更新	川中島町住民自治協議会 【指針第2項第1号に該当】 公民館及び老人福祉センターの活動は、地域の課題解決に向けて住民自治協議会との共催事業も多く、地域住民の自発的な参加が欠かせないものとなっている。そのため、地域に密着した運営を行うことができる受任者として、住民自治協議会を指定管理の相手方とすることが地域づくり・人づくりにつながるため。	川中島町住民自治協議会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	家庭・地域学びの課
4	安茂里公民館	1	5年	更新	安茂里地区住民自治協議会 【指針第2項第1号に該当】 公民館及び老人福祉センターの活動は、地域の課題解決に向けて住民自治協議会との共催事業も多く、地域住民の自発的な参加が欠かせないものとなっている。そのため、地域に密着した運営を行うことができる受任者として、住民自治協議会を指定管理の相手方とすることが地域づくり・人づくりにつながるため。	安茂里地区住民自治協議会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	家庭・地域学びの課
5	吉田公民館、吉田老人福祉センター	2	5年	更新	吉田地区住民自治協議会 【指針第2項第1号に該当】 公民館及び老人福祉センターの活動は、地域の課題解決に向けて住民自治協議会との共催事業も多く、地域住民の自発的な参加が欠かせないものとなっている。そのため、地域に密着した運営を行うことができる受任者として、住民自治協議会を指定管理の相手方とすることが地域づくり・人づくりにつながるため。	吉田地区住民自治協議会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	家庭・地域学びの課 高齢者活躍支援課
合計		9						

【参考】「公募によらない指定管理者選定に関する指針」より抜粋

- 【指針第2項第1号】 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- 【指針第2項第2号】 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合
- 【指針第2項第3号】 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- 【指針第2項第4号】 長野市PFI事業等審査委員会の審議対象となる事業（以下「PFI事業等」という。）により管理運営を行う施設で、事業者が決定した場合
- 【指針第2項第5号】 指定管理者を選定後、指定管理業務開始までの間に、当該候補者を指定することが不可能になった場合又は選定の基準に適合しなくなった場合
- 【指針第2項第6号】 指定管理者の指定を取り消した場合に、当該指定管理者が管理していた施設について、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益を損なうと認められる場合
- 【指針第2項第7号】 その他、特に公募とすることが適当ではないと認められる場合